



通常総会は、年に一度開催する組織における最高意思決定機関の一つであり、基本方針から重要事項を決定する会議です。総会終了後は、関係団体の来賓の方々や会員同士の懇親と交流の場となりますので、是非、お気軽にご参加下さい。

第二回通常総会が開催される

消費税期限内完納推進を宣言！

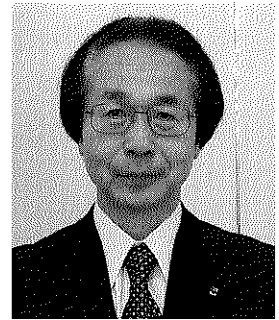
平成二十六年五月二十二日(木)午後三時三十分より市民会館におみやにて、第二回通常総会が大宮青色申告会、多数の来賓ご臨席のもと、盛大裡に開催されました。

議事説明後の質疑応答では、会員増強につきまして熱意のあるご意見が出されましたが、会員の皆様のご協力を賜りながら、今後の青色申告会活動を萬進していきますとのご回答の後、全議案が原案通り承認可決致しました。

また、議事終了後には消費税期限内完納推進を宣言し、納税協力団体として、電子申告に加えて、税務支援を積極的に行うこととなりました。



会の運営は、役職員と会員の皆様で



会長 羽入田 実

一般社団法人として、二年目を迎えました本年度の総会も、すべての議案が満場一致でご承認を頂き、総会が盛大裡に開催することができましたことは会員の皆様や役職員の皆様の平素より、絶大なるご協力の賜ものと厚く御礼申し上げます。

昨年は、一般社団法人への移行後の各種手続きや事務所の移転等により、慌ただしく時間が経過して感じられた年でもありました。監督官庁も国税局から埼玉県に変わり、法令遵守し会運営を行わなければなりません。

さて、青色申告会の現状は、会員の皆さまの高齢化や後継者不足などの理由により会員事業所の廃業する件数が増えており、会員の減少傾向が続いておりますが、本年四月より消費税の税率が5%から8%に引き上げられましたこと、来年から改正される相続税は、将来においてほとんどの会員の方が関係してくるものと予想されま

す。本年は、この二つの課題をテーマに説明会や相談会を開催してまいりたいと存じます。

また、納税協力団体として国が重要施策として推し進めております電子申告を本年度も積極的に推進するとともに、消費税におきましても、課税事業者が消費税を滞納することのないよう、会として「消費税期限内完納の推進」を今回の総会におきまして、宣言を致しましたので、年間を通じて、会員の皆さんに周知し、課税事業者の全員が消費税の納税を期限内に納付出来るように、行つてまいります。

このように、税制の改正や時代の変化に応じた会運営を継続的に行うためには、役職員が事業計画に基づき、会活動を着実にすすめて行かなければなりません。特に、今年より記帳義務が拡大されました、白色申告者に対して、青色申告制度の普及を図りつつ会勢拡大に繋げてまいりたいと思っておりますので、同業者やお知り合いの方に、記帳や申告のことでお困りの方がおられましたら、ご紹介下さい。

さらに、中長期に会組織の事を考え、これからの会についても考えてまいりたいと存じます。

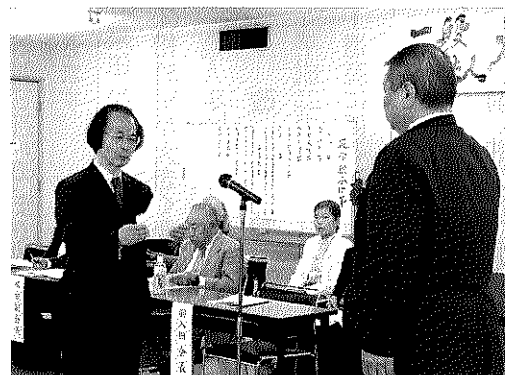
消費税期限内完納推進の宣言

一般社団法人大宮青色申告会は、発足以来「誠実な記帳と適正な申告」の普及を行って、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与するとともに、事業経営と地域社会の健全な発展に貢献することを目的に、これまでもe-taxの利用促進など様々な活動を展開してきました。

今般、e-taxが納税者の利便性の向上と税務行政の効率化を図る観点から国の重要な施策であることに加え、消費税率の改正が行われたことを踏まえ、消費税の期限内の完納が今後の国の財政基盤として重要性を再認識し、税務当局と緊密な連携を図りながらe-taxの一層の促進と同様に消費税の期限内完納推進のための各種施策に積極的に取り組むことをここに宣言します。

平成26年5月22日

一般社団法人 大宮青色申告会
会長 羽入田 実



今後も、会員の皆様より頼りにされる青色申告会となるように役職員が一丸となり会の運営を行つてまいります。

最後に、会員皆様方の事業所の繁栄とご健康を祈念いたしまして、会長の挨拶と致します。

新規会員さんをご紹介下さい!!

皆様のお近くで新規開業された方、まだ青色申告をされていない方がいらっしゃいましたら、是非入会勧奨をお願い致します。

記帳から申告まで

各種 共済制度

☆青色申告会の仲間を増やしましょう!

情報公開項目を
ホームページに掲載

- 定款 ○事業報告 ○収支決算
- 事業計画 ○収支予算 など

ホームページアドレスは ↓

女性部の活動には男性の方もご参加しています

女性部の主な事業活動は、日帰り研修会と「趣味の講座」と「教養講座」です。毎年テーマを決めて企画しております。

昨年の日帰り研修は、小江戸「川越」とロッテ工場見学、「教養講座」では消費者生活センターから講師を招き悪質商法の手口とその対応を学びました。

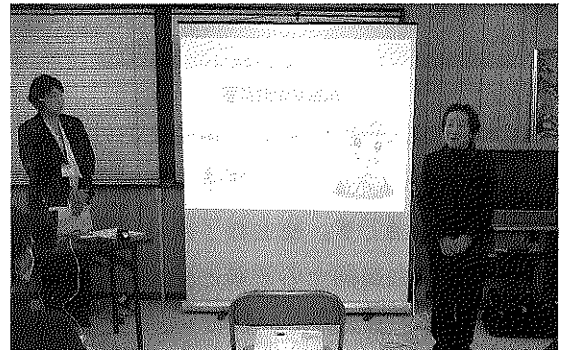
また、確定申告時期における相談会場やスーパーアリーナでの青色コーナーなどの税務支援も行っております。



9月10日 フリーズの生地と洗濯ばさみで可愛いネコが完成します



10月8日 日帰り研修 集合写真は川越の名所「喜多院」で

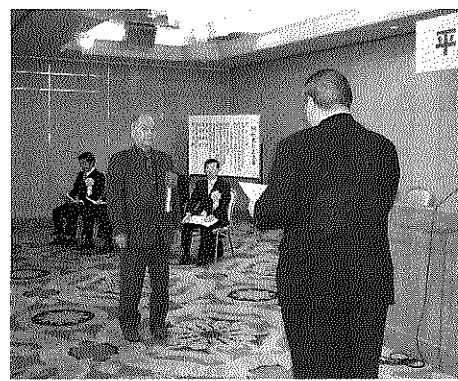


11月6日 悪質商法撃退法を伝授 スクリーンと講師の話に釘付けでした

おめでとうございます
平成二十五年度納税表彰式

大宮税務署長表彰

受賞者 高場 勉 氏(理事)



中学生の「税についての作文」
応募作品 2,739編
入選作品 48編

大宮青色申告会長賞

【題名】

子供のもう一つの「義務」

大宮東中三年 森田 萌さん



ご存知ですか！気になる身近な税制改正ポイント

【四月一日より】

①印紙税が引き下げられました
②領収書等の金額が五万円未満なら非課税になりました。

○「不動産譲渡契約書」「建物の申請負契約書」の印紙税の軽減措置が延長・拡大、印紙税も引き下げられています。
②ゴルフ会員権の売却時の損益通算が廃止されました

③少額減価償却資産の即時償却が二年間延長されました

○取得金額が三十万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間三百万円まで即時償却できます。

【来年から】

④相続税が大きく変わります
他人事ではなくなりました

改正時期

平成二十七年一月一日

I 遺産に係る基礎控除
遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

○改正前 五〇〇万円+

(一〇〇〇万円 × 人数)

○改正後 三〇〇万円+

(六〇〇万円 × 人数)

※人数には、法定相続人の数。法定相続人が配偶者と子二人の場合は四八〇〇万円。

II 相続税の税率構造

最高税率の引上げなど税率構造が変わります。(左表参照)

III 課税控除

○未成年者控除の控除額が引き上げられます。

○障害者控除の控除額が引き上げられます。

IV 小規模宅地等の特例

○住宅用の宅地等の限度面積が拡大されます。

○住居用と事業用の限度面積が拡大されます。

相続税の最高税率の引上げなど税率構造が変わります

各法定相続人の取得金額	改正前 税率	改正後 税率
～ 1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	30%
1億円超 ～ 2億円以下	40%	40%
2億円超 ～ 3億円以下		45%
3億円超 ～ 6億円以下	50%	50%
6億円超 ～		55%

ご相談は、お早めに！